

聴覚障害者が運転できる車両の種類拡大について

運転できる自動車などの種類

自動車などの種類		現 在	拡大後
普通自動車	乗用車		
	貨物車	×	
原動機付自転車		×	
小型特殊自動車		×	
大型自動二輪車		×	
普通自動二輪車		×	

聴覚障害者標識の表示と特定後写鏡を取り付けることを条件とする。

聴覚障害者標識の表示

普通乗用車の他、普通貨物自動車を運転する時は、聴覚障害者標識の表示が必要（原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは不要）



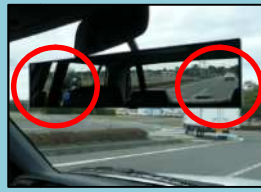
普通自動車への特定後写鏡の取付けについて

普通自動車の後方と運転席と反対側の斜め後方の交通の状況を確認することができる特定後写鏡の例（原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは不要）

普通乗用車に取り付けた従来の特定後写鏡（ワイドミラー）の例



後方の緊急車両と斜め後方の二輪車



ワイドミラーの視認状況



二輪車拡大図



緊急車両拡大図

普通貨物車に取り付けた特定後写鏡（補助ミラー）の例



後方の緊急車両と斜め後方の二輪車



左サイドミラーの視認状況



左補助ミラーで二輪車を確認



右サイドミラーの視認状況



右補助ミラーで緊急車両を確認

原動機付自転車等の運転者に対する教育について

運転者の視界を妨げる車室を有しない原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車を運転するときは、直接目視により容易に斜め後方の交通の状況を確認することができるため特定後写鏡の取り付けは必要ないこととするが、運転免許取得時に直接目視による安全確認を行うことの重要性についての教育を実施する。